

『アムール川』の作曲者問題の経緯（中間報告）

詠帰会 森下達朗（一高同窓会会友）

『アムール川の流血や』の作曲者が栗林宇一であるか永井建子であるかについては、長い論争の経緯がある。ここでは、関係者の見解が文章で述べられたものについて、中間報告としてまとめてみた。

●塩田環氏『「寮歌アムール河」の思ひ出』（一高同窓会『会報』第23号、昭8・10）

「……僕自身に無論作曲又は編曲する資格などは無論なかったので、寮委員も種々首を捻った結果、白羽の征矢は文科の栗原君（引用者注、栗林君の誤り。以下栗林君と表記する）に向けられた。……栗林君は非常に熱心な人であったから、軍歌集や作曲集を引摺り出しては種々^ぐ考^く想^{さう}を練った。同君は相当ピアノの造詣も深かった位であるから、音楽的の作曲編曲をなすことならば寧ろこれ程苦勞はしなかったかも知れない。

……寮歌の使命からいって、雄渾快活の壮調を主にしなければならなかったので、栗林君は少なからぬ苦心を払ったやうである。あゝでもない、かうでもないとい色々研究した結果、当時「福島中佐遠征の歌」という軍歌があった。これは福島安正中佐が西比利亜を横断して帰朝した壮挙を歌ったもので、当時はかなり世間を賑はした有名な事件であった。同君は偶然此曲を弾奏した所が、それが如何にも「アムール河」の歌詞にピッタリ適合するので、これだ、これに限ると僕は連呼して喜んだ。しかし栗林君は、成程初の二節だけは非常に好いが、後半二節の作曲は何となく気が抜けて居て面白くないし、又一つには他人の軍歌の作曲を鵜呑みに採用することは、寮歌の面目上からも感心できないと主張して、後半の二節を更に工風^{くふう}することゝなった。

而して同君は再び種々の曲を連奏研究して見たが、或軍歌の作曲の後半を採用することにして、これで「アムール河」の作曲は完成し得たのである。茲に或軍歌とは、僕が其名を全然忘れてしまった為に止むを得ずかう記述したに止まり、無論当時立派な軍歌として人口に膾炙したものに違ひないと思ふ。」

【森下注】

- 塩田氏の文を要約すると、
- ①作曲は寮委員が文科の栗林君に依頼した。
- ②同君はピアノの造詣も相当深かった。
- ③寮歌の使命から雄渾快活の壮調を旨とした。
- ④前半の二節は軍歌『福島中佐遠征の歌』から採用し、後半の二節は或軍歌の後半を採用して完成した。
- ⑤其の軍歌の名は思い出せない。

●栗林宇一氏『「アムール川の」の作曲』（一高同窓会『会報』第27号、昭10・1）

「拝復、晩秋の候益々御清祥慶賀の至に存じ上げます。

さて御問合の「アムール河」の歌曲の件であります。元来私は音楽が好きで、その方面は可なり心を傾けて居りましたが、然し本式の作曲など私に出来る筈がなかったものであります。随ってあの曲も元より私の創作したものではありません。唯作曲の本義にもとらぬ様に注意して、二三の既成曲……何と何とでしたか今は全く覚えていませんが……の一部分づつを組合せて拵へたものに外ならぬのであります。さういふ意味でといふ条件を附してもよろしいと致しますれば、酒井雪介さんの御通知なされました通り、確かに私が作曲しましたものに相違御座いません。先は不取敢右御返事まで。草々

【森下注】

●栗林氏の文の要約

- ①自分の創作ではない。
- ②二、三の既成曲（曲名は記憶せず）の一部分づつを組合せて作ったものである。
- ③以上の条件付でなら、自分の作曲したものである。

●中村忠雄氏（一高昭10文甲）『寮歌の作詞・作曲者調べについて』（『向陵』平4・10）

「有名な第十一回寮歌「アムール川の流血や」（……）の作曲者栗林宇一氏（中退）は、軍歌など二、三の既成曲の組合せで作ったと語っておられる」

【森下注】

この文が永井建子説側の人によりしばしば引用されるが、前述のように栗林氏自身は軍歌については云々していない。中村氏がなぜか「軍歌など」を付け加えたものである。

●堀内敬三氏著『日本の軍歌』（日本音楽雑誌側、昭19、P.179～P.180）

『「アムール川の流血や』の曲が永井建子の作曲である

ことは同楽長から私に寄せられた書簡で始めて知った。永井楽長は明治34年の始めには楽長補で陸軍音楽学校教官であったから此作曲をやる事も当然首肯される。また一高寮歌のふしは其の時代まで在来の軍歌のものを其のまま転用した例が多く、生徒の自作は稀であったので外部の人に頼むことも有り得たであらう。」

【森下注】

堀内氏のこの本の記述を受けて、市販の軍歌集／唱歌集等でアムール川及び歩兵の本領の作曲者を永井建子とするものが増えた。

なお、堀内氏の文では永井建子は明治34年の始めには楽長補だったとあるが、『鼓笛喇叭軍歌実用新譜』（明治32年6月）では永井建子の肩書は陸軍音楽長となっている。

●堀内敬三氏『定本・日本の唱歌』（実業之日本社、昭45、P. 80～P. 82、楽譜P. 256）

「私の兄二代目伊太郎は明治40年代に一高を卒業し、明治30年代には一高志望者あるいは一高生徒であったので、私は小学生のころから一高にあこがれ、記念祭の日には昼間一高の中を縦覧できたので、その日には一高の建物を見、また、その日には陸軍軍楽隊が一高に派遣され、そこで奏樂をやったので、陸軍軍楽隊の奏樂を聞くことを楽しんだ。一高の寮歌は一高生徒が作曲するのが普通だが、明治34年の東寮寮歌は陸軍軍楽隊の永井楽長（当時は楽長補）が頼まれて作曲したとの永井楽長の直話で知った。

●井上司朗氏（一高大13文乙）『アムール川の流血や』の作者問題その他

（一高同窓会『会報』第23号、昭50・9）

『アムール川の流血や』の寮歌は、明治34年の一高寮歌として有名というより、既に国民歌となり、特にその作曲は、以後、軍歌、一般校歌、さては応援歌、労働歌等にひろく利用されて今に至っている事は、天下周知である。この寮歌の作曲者は栗林宇一氏……と寮歌集にも古くから明記され、疑う余地はない。」

《中間要約》（50年1月末にコロムビアレコードの人が来て、『アムール川』の作曲者は永井建子氏だという説があるが、音楽著作権の関係で、どちらが本当の作曲家か知りたい）とのことだったので、私の方も急遽調査に乗り出した。かねて上野直昭大先輩から「栗林は音楽の天才で、体をこわして一高を中退したが、長く二高の教授をしていた」と聞いていたので、大槻理事長名で東北大学の加藤総長あてに丁寧に調査を依頼した。その結果、栗林先輩と同じ心理学専攻の北村晴朗名誉教授等が、生前栗林教授から、アムール川の作曲は自分がやった旨を直接うかがったこと、又栗林令夫人の弟で音楽評論家の林信夫氏からも同じ確言を得られたこと等から、アムール川の作曲は栗林教授間違いないとの報告を受けた。コロムビア社側でも、苦労して栗林先輩のご遺族をつきとめ、そこでも同様の強い証言を得た旨の報告を受けた。以上によりアムール川の作曲者は栗林宇一先輩であることが再確認された。」

「堀内敬三氏の永井建子説は、令兄の堀内伊太郎氏からの伝聞であり、また『アムール川』と同じ年の『春爛漫』に見られるように、一高生の作曲力はこのレベルに達しており、外部の陸軍軍楽隊長にわざわざ依頼せねばならぬ程、

【森下注】

堀内氏はこの本でも永井建子作曲説を唱えており、多くの唱歌集・軍歌集に影響を与えた。なお前出の書では永井氏からの書簡で知ったとしていたのに本書では永井氏の直話で知ったとしており、「揺れ」がみられる。

【森下注】

井上司朗先輩の所説は、失礼ながら、母校を愛する気持ちが強いため、我田引水の傾向があるように見受けられる。堀内氏の説を伝聞だから当てにならないとされているが、ご自身の主張もすべて伝聞または状況証拠にとどまっており、証明というレベルには達していない。また、かつて一高同窓会の『会報』に掲載された塩田環氏および栗林宇一氏の見解（前出）を知らなかったとすれば不思議であるし、知っていて無視したとすればアンフェアということになるのではないか。井上先輩は堀内氏の所説を「令兄伊太郎氏からの伝聞」とするが、『日本の唱歌』では堀内氏は自身と一高との縁を述べるのに令兄を引き合いに出しただけである。

音楽的に未成熟ではなかった。」
「堀内敬三氏著『日本の唱歌』256頁の「永井建子作曲」は、恐縮だが至急訂正願わねばならないし、又これを孫引きした巷間の音楽書も、同断である。」

●東京新聞『「ちら特報部」「怪しい雲行き、一高対陸軍」

昭50・11・1 ≪8段組みの長文の特集記事の要旨≫

①軍歌『歩兵の本領』（万朶の桜か襟の色）と労働歌『メーデーの歌』（聞け万国の労働者）は「アムール川」のメロディーを借りたものである。

②この曲の作者は堀内敬三氏の著書『定本・日本の唱歌』『定本・日本の軍歌』と、堀内説を引用したさまざまな歌集によって、陸軍軍楽隊長（当時楽長補）永井建子氏とするのが”世間の定説“のようであった。

③『その「作曲者永井説」に一高同窓会報（23号）が猛然と反論をぶつけた。』として、前出の井上司朗氏の主張を詳細に紹介。

④一方、堀内氏は病氣入院中で、文字夫人は、「堀内に確認したら、永井さんから手紙や楽譜を受け取ったから間違いないそうです。慎重な堀内が根拠のないことを書くはずがありません。証拠の手紙を空襲で焼いてしまったのが残念そうです。」という。

⑤永井氏の遺族である長男の永井巴さんは、「父からアムール川の作曲をしたという話は聞いていない。いまさら争うのはいやだから、どうぞどちらにしてもらっても結構だ」と語る。

⑥栗林氏の遺族落百合子さんは、「義父は生前メーデー歌を聞くと、自分が一高生の頃作った曲と同じだと話していた。堀内氏の説はおかしいといいながらも、一高寮歌集には自分の名で出ているので、それで満足していた。著作権が得られるなら義父もあの世で喜ぶだろう。」と、遠慮がちな声だ。

⑦メーデー歌の作詞者大場勇氏は健在で、当時のいきさつを、「当時行進にうまく合わせる労働歌がなく、都内の労組代表が協議した折、一高寮歌の『アムール川』の曲がいい、あれに歌詞をつけようと衆議一決、各労組から募った結果、私の作が採用された」と語る。

【森下注】

この新聞記事のリードでは、「この歌の作曲者をめぐって、堀内氏の『陸軍軍楽隊長』説と一高同窓会の『寮生』説がいま真つ向から対立している」とし、「著作権問題もさることながら、このままいけば『陸軍』対『一高』の一戦もあるやも知れず、歌の文句どおり『怪雲空にはびこりつ』といった雲行きで……。」と茶化している。

ただ、全体のトーンとしては、一高側に肩入れした記事だといえよう。

《リード》きょうはメーデー。長い間メーデー歌の元歌は陸軍軍楽隊長の作曲とされていたが、実は旧制一高の寮歌「アムール川」の曲に詞をつけたもので、栗林宇一氏の作曲だとわかり、著作権について、めでたく遺族同士の話がついた。

①「メーデー歌」と「アムール川」、それに「歩兵の本領」は同じ曲で、これまで一般的には「歩兵」が元歌とされ、元陸軍軍楽隊長永井建子氏がその作曲家として通っていた。楽壇の長老が戦時中に出した国民唱歌集の中で「作曲・永井建子」と書き、ほかの音楽書もこれに右へならえしたためだ。

②ところが一高関係者の間では、古くから「アムール川」を元歌とする説が信じられてきた。栗林氏が一高寮生時代、同じ寮生の塩田環氏の詞に曲をつけたというわけ。事実、昭和10年の一高同窓会会報の中で、編集委員の問いに栗林氏自身が「私の作曲です」とはっきり答え、同年以後の寮歌集には作詞、作曲家として塩田、栗林両氏の名前が明記されている。

③栗林氏が教授をつとめた旧制二高の関係者からの証言を得て確信を深めた一高同窓会の井上司朗氏は、ことしになって永井氏の長男巴氏を訪ねたところ、巴氏は「父から『アムール川』は自分の曲だというような話は聞かなかった。この問題で争う考えはない」として、相続していた著作権を栗林氏の遺族に譲ることを快く了承した。

④結局、「歩兵」は日露戦争後に「アムール川」の極を借りて作られ、さらに大正に入ってから「メーデー歌」の元歌にもなったわけ。

④井上司朗さんは「音楽にイデオロギーはない。メーデーの歌にせよ、栗林さんの曲がみんなに歌われるのはうれしい」と顔をほころばす。

⑤栗林氏の遺族の落合百合子さんは、「父はよく『あの歌はオレが十八のときに作ったんだよ』と語っていた」と語る。

●金田一春彦・安西愛子『日本の唱歌』(下) (講談社文庫、昭57)

「この歌の作曲者は以前、陸軍軍楽隊長、永井建子と誤伝されていたが、一高同窓会の調査により、上野直昭氏の記憶と加藤陸奥雄氏の協力を得て栗林宇一の作であることがあきらかとなり、昭和51年、栗林家／永井家の遺族が話し合った結果、栗林の作曲ということに決着した。」

●日経新聞『文化往来』平成21年10月2日朝刊(全文)

【森下注】

この新聞記事では、「実は栗林宇一氏の作曲だとわかった」としているが、よく読んでみると、決して事実関係が新たに証明されたわけではなく、永井氏の遺族が争いを好まず、栗林氏側(一高側)に譲ることで決着したというのが実情のようである。

栗林氏が「私の作曲です」とはっきり答えたとしているが、前出の同氏の文によれば、「条件付きなら自分の作曲だ」としているということを見過ごしている。

この記事を踏まえたのが次項の金田一春彦・安西愛子『日本の唱歌』(下)の解説である。

旧制一高寮歌「アムール川の流血や」、軍歌「歩兵の本領」、メーデー歌「聞け万国の労働者」、さらに校歌のいくつかが同じ曲——。ソプラノ歌手の藍川由美は、それらの曲がすべて軍歌「小楠公」を「本歌」としていることを突き止めた。5日の東京文化会館のリサイタルで一度に歌う。

日本音楽著作権協議会は「アムール川（河）の流血や」は陸軍軍楽隊長を務めた永井建子と旧制一高生だった栗林宇一、「歩兵の本領」と「メーデー歌」とは栗林の作曲としてきた。藍川は大正11年（1922年）のメーデー歌から明治44年（11年）の「歩兵の本領」、明治34年の「アムール川の流血や」……と作曲年代を逆にたぐるうち、明治32年の永井の著作「鼓笛喇叭軍歌実用新譜」に載っている「小楠公」にたどり着いた。

「小楠公」の楽譜には「七五調に作りたる長編の軍歌にして未だ譜なきものには、この句節にして謡はしむる」と付記され、「ひな型」に歌詞を乗せれば、別の曲が作れると明記されているという。

茨城県立龍ヶ崎第一高校、岩手県立盛岡農業高校の校歌、石川県立金沢泉丘高校の応援歌も「小楠公」を下敷きにした形跡がある。「決まった旋律に様々な詞をのせて歌う和歌披講の伝統を感じる」と藍川は語る。

● 今後に残されたいくつかの問題点

- ① 塩田環氏の文によると、曲の前半部分は軍歌「福島中佐遠征の歌」から採ったとされる。しかし、この軍歌の歌詞は見つかったが譜はまだ見つかっていない。また、曲の後半部分は別の曲から採ったとされるが、これもどの曲のことかはわかっていない。
- ② 最初の4小節の譜は明治27年の「婦人従軍歌」（火筒の響き遠ざかる）とよく似ているが、これとの関係も解明されていない。
- ③ 明治32年の「鼓笛喇叭軍歌実用新譜」は永井建子著となっているが、この本に掲載された曲には作詞者、作曲者のいずれも記載がなく、「小楠公」が永井建子氏の作曲だという確証はない。同書には、永井氏以外の人の作詞または作曲とわかっている曲もいくつか含まれている。また、永井氏自身が別人の曲を組合せて作った可能性も否定できない。
- ④ 「鼓笛喇叭軍歌実用新譜」に掲載された「小楠公」の詩には全く別の曲が存在する。
- ⑤ 永井建子氏は、同じ「小楠公」という名の別の詩の作曲をしている（曲も別の曲）。
- ⑥ 明治32年の「鼓笛喇叭軍歌実用新譜」の著者は陸軍軍楽長永井建子とあるが、堀内敬三氏によれば、その2年後の明治34年に永井氏は楽長補だったとあり、確認が必要である。
- ⑦ 仮に「アムール川」の原曲が「小楠公」だとしても、「歩兵の本領」と「メーデー歌」とは「アムール川」の曲を使用した可能性が高く、その経緯のさらなる解明が必要である。

以上

（平成二十二年二月）

【森下注】

明治32年6月に共益商社から発行された「鼓笛喇叭軍歌実用新譜」（永井建子著）に掲載された「小楠公」の譜【別紙参照】は、たしかに「アムール川」の譜によく似ており、藍川氏の説の信憑性が高いと思わせる。

この記事が出た翌々日の10月4日には、GoogleのWikipediaの関連項目の説明が一斉にこの記事に沿って修正されたことで、有力紙の記事の影響力を痛感させられた。

ただし、藍川氏の説が正しいと断定するにはまだいくつかの疑問点が残されており、解明が急がれる。